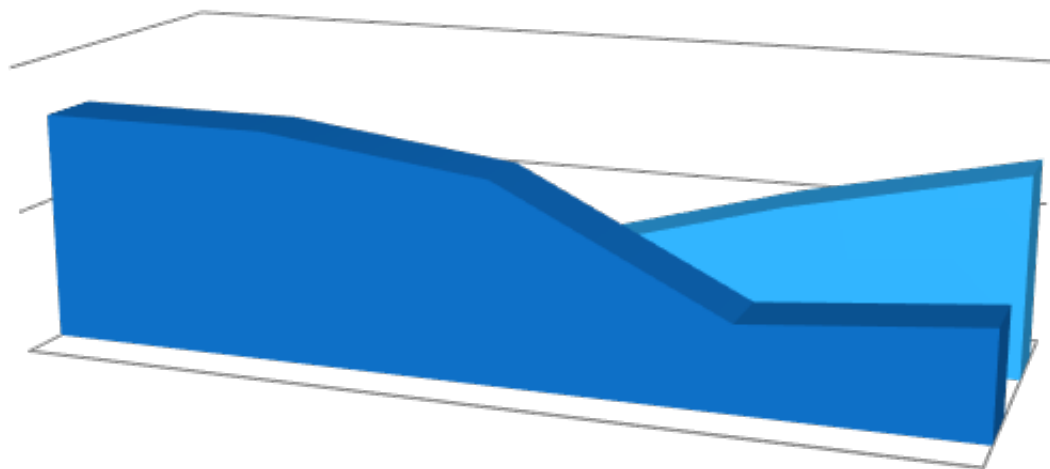


統計システムの再構築及び統計行政部門の構造的 課題への対応に関するこれまでの主な意見



平成29年3月16日
総務省政策統括官（統計基準担当）



総務省

検討項目 4

統計システムの再構築(利用者視点に立った信頼性向上等)

- ・政策立案を支援する政府統計の確立
- ・利用者視点に立った見直しの枠組み
- ・官民の統計利用者のニーズを把握し、反映する枠組み 等

検討項目 5

統計行政部門の構造的課題への対応（人員・予算等の検討人材の育成・確保、業務の効率化等）

- ・報告者の負担軽減、業務効率化等の一層の徹底
- ・GDP統計の整備等を支える人員、予算等の確保
- ・統計を政策に利活用できる人材、統計の継続的改善を担う専門的人材の確保・育成 等

統計の「壁」を超えた改革

視点 1 「統計部門」の在り方

- 政策部門との関係
- 評価部門との関係
- 統計以外の調査部門との関係
- 統計の企画部門と調査部門の関係
- 各府省の統計部門相互の関係
- 地方自治体の統計部門との関係 等

視点 2 「統計行政」の在り方

- 民間等の利用者との関係
- 報告者との関係
- 委託先（地方自治体・民間）との関係
- 民間等で調査等を行う者との関係
- 国民・納税者との関係 等

視点 3 「統計」の在り方

- 統計調査で作成される公的統計及び調査票情報の在り方
- 統計調査以外の方法で作成される公的統計及びその元となるデータ等の在り方
- 統計化されていない行政記録情報との関係
- 行政機関等以外の統計・調査との関係 等

改革の実現・継続の担保

視点 4 「統計改革の基盤」の在り方

- GDP統計の整備等の今般の統計改革の推進力の強化とそれを支えるリソースの確保
- 今般の改革を一過性のものとせず、今後とも統計の改善を継続するための体制・仕組
- 人材の確保・育成（今後の統計の継続的改善を担う人材、EBPMを担う人材） 等

＜政策部門と統計部門の関係＞

(主な意見)

- ✓ 政策部門の統計等の活用を、統計部門が支援する必要(必要な統計が存在することの情報提供等) ④
- ✓ 省内で、政策部門等におけるデータのニーズに応える責任者を設ける必要④
- ✓ 特定分野のデータの深掘りには、その分野の所管政策部門と統計部門の一体的な体制が必要④
- ✓ E B P Mは統計の専門家集団が経済、医療などの専門家とともに取り組むべき課題④
- ✓ 政策部門と統計部門が近くなりすぎると、統計が中立的でなくなるリスクがあることに留意。外部から客観的にモニタリングをするという位置付けも必要④
- ✓ 政策部局と統計部局・データ管理部局、E B P M推進体制と統計委員会は、連携も必要だが、対外的に誤解を生まないためにも、ファイアウォールも必要⑤
- ✓ 統計部局と政策部局の関係は、関係する情報を遮断して、片方の恣意的な要求が片方の判断に影響を及ぼすことがないようにすべき(チャイニーズウォールの整備) ⑤
- ✓ 統計作成やE B P Mに携わる者のインテグリティを確保し、また、彼らが誤解を与えないようにアカウントビリティを果たしていくことが重要⑤
- ✓ ファイアウォールもさることながら、むしろ、どうやって統計を作っているのかをしっかりと明らかにして、作成に変な介入があったら、それはおかしいという声が出るくらい透明性を確保することが重要⑤
- ✓ 政策部局等の利用者のチェックを通じた統計改善の仕組みが必要。E B P Mのためには、一次統計全体が使えるようになることが重要(G D P統計の精度向上に役立つものだけやればよいという訳ではない) ④

＜各府省の統計部門相互の関係＞

（主な意見）

- ✓ 基本統計を分散型で作成する体制を集約化し、予算・人員を有効に活用する必要。関連する統計でも別組織で作成し、責任が不明確化している状況は問題④⑤
- ✓ 作成部門の司令塔を設け、その指示が各統計行政部門で確実に実施され、その結果を政府として保証できるようになることが不可欠。究極的にはどこかが最終責任を負う体制となっているべき④⑤
- ✓ 各省でやっている実査の体制を大きく変えるのは、実態上は非常に困難④⑤
- ✓ ベンチマークSUTを10府省で分業作成するのは適当か。人的資源の使い方としても問題。また、年次SUTとベンチマークSUTを別の組織が作るのは適当か。各省が別々の年次SUTを作る必要があるか④⑤
- ✓ 少なくとも、我が国の統計のここここをこう変えるべきということを考える場所は集約すべき④⑤
- ✓ 国の調査が色々な省庁からばらばらに来る、各省庁に統計の専門家を各々配置しなければいけないといった状況を生み出している統計部門の現行体制は、白か黒かという話ではなく何らか見直しをすべき⑤

＜地方自治体との関係＞

（主な意見）

- ✓ 府省間・国自治体間において、あらゆる関連データに自由かつ迅速にアクセスできるプラットフォームを整備し、将来的にはそれを民間に広げていく必要④
- ✓ 都道府県が共通の基準で統計を作成できるよう、国がリーダーシップをとって改善を進める必要④
- ✓ 県民経済計算など地方自治体の統計については、実施体制は相当弱体化しており、強化が必要⑤
- ✓ 国と地方の分担関係も検討すべき（地方自治体の統計であっても、国が作成した方がよいものも存在する可能性がある）⑤

<民間等の利用者のニーズの把握と利用者視点に立った見直し>

(主な意見)

- ✓ 潜在的なニーズも含め、ユーザーニーズを発掘し、統計改革に取り入れる仕組みが必要④
- ✓ どの部局にどのような統計等があるのかがわかるようにする必要。その際、どこにどのようなデータがどの程度あるかが分かる人を置く必要④
- ✓ 統計の作成方法に関する情報開示の徹底と、公表（調査票情報の提供を含む。）の迅速化、時系列データの充実、同種の統計間の用語の定義の統一などが必要④
- ✓ 統計を改善するためには、使われる必要があり、データのインターフェースの向上と迅速化が重要④
- ✓ 諸外国の状況も踏まえ、統計調査票情報だけでなく行政記録情報をも厳格な安全性の下で利用できるオンライン施設を整備すべき（まずは、調査票情報から収集し、その後行政記録情報へと拡大）④
- ✓ オンライン施設は今の段階では調査票情報だけを扱っているが、行政記録情報も入れることで充実したミクロのデータベースが可能となるものであり、この点が目玉④
- ✓ オンライン施設への行政記録情報の提供を促進するためにも、E B P M推進体制ができたときに、ニーズをどのように汲み上げて、どのような体制をつくっていくかが重要④
- ✓ オンライン施設の安全性と利便性を担保する制度インフラが必要④
- ✓ 行政機関が他省の行政記録情報を使う場合も、オンライン施設を使うようにすれば、データが分散する危険を防止可能。税務データなどは、この中以外で使うのは考えられない④
- ✓ オンライン施設で、自治体の政策部局が固定資産税情報を使えるようになれば、行政サービスも向上④
- ✓ オンライン施設では、マイナンバーや法人番号で、データが安全にリンクできる仕組みが必要④
- ✓ オンライン施設による方法だけでなく、クラウドに保存した各種情報にアクセスする機器を配布し、データ持ち出しの際にチェックを行うフランスの事例も参考にすべき④
- ✓ 行政記録情報の提供について、要請にとどまらず、各省に使いやすい形で提供することを命ずることができるくらいの仕組みが必要④⑤

次ページへ続く

<民間等の利用者のニーズの把握と利用者視点に立った見直し（続き）>

（主な意見）

- ✓ 調査票情報、行政記録情報を、政策的・経済的に民間で利用するための制度見直しが必要(個人情報・営業秘密保護との両立、複数の情報で収集の根拠法が異なることによる一体的な利用の制約の緩和、個人が特定されない提供方法(調査票情報の一部を匿名化して提供、秘匿処理を行ったパブリック・ユース・マイクロデータの提供等)、罰則の整備(アメリカ並みの罰則の強化、利用者に公務員身分を付与、行政記録情報の不正利用の罰則新設(罰則がないと利用させられない)等)等)④
- ✓ 狭義の統計と外延にあるデータについて、どのレベルのデータを誰がどこまでアクセスできるようにするかのルールが重要④

<報告者の負担軽減・協力確保>

（主な意見）

- ✓ 企業では、各部に国の調査が来ており、地方自治体の調査は支店に直接来るので、全体像はわからない。総務省が、国、地方、独法の統計の対象、項目、期間などを把握し、これらを全て棚卸しして一覧表を作り、重複や無駄等を鳥瞰図的にチェックできれば、いろいろな観点でのチェックができると考える⑤
- ✓ 統計の全体像は、独立行政法人や国立大学法人のものまで含めると全体把握は無理。統計調査に限ることではないが、重要なものに重点を絞って、実態把握と負担の軽減を検討していくほうがよい⑤
- ✓ 企業の負担感を踏まえ、調査票の設計段階から企業と調整すべき。また、企業には、国以外によるものを含む調査全体が負担となっていることに留意すべき⑤
- ✓ 企業の負担の中では相当部分を統計以外の国への申告が占めており、負担軽減は全体で考える必要⑤
- ✓ 報告者負担の軽減と精度向上は、トレードオフの関係ではなく、無駄の排除や必要性の低い調査の廃止、企業の実務にフィットした調査の実施で、回答率の向上、正確なデータの確保が可能となる④⑤
- ✓ 事業区分は企業によって区々であり、地域別で費用構造管理をしている会社に、製品別で精緻な報告を求めても、回答の遅れ、精度の低下等の問題が発生する懸念。企業に報告を求めるのは企業全体の費用構造にとどめ、あとは、統計作成部局の方で、売上高その他で按分するという方法が現実的かつ正確④
- ✓ 原価計算の中にはその企業独特の工夫や技術が隠されており、調査で、企業の戦略がわかるような費用項目が精緻化される、あるいは製品品目が細分化されると、企業秘密との抵触が顕在化するので、これらの項目について、直接的な質問を避けたり、代替的な項目での回答ができたりするような工夫をすると精度が向上する④

次ページへ続く

＜報告者の負担軽減・協力確保（続き）＞

（主な意見）

- ✓ 負担軽減のため、オンライン化を徹底すべき。ただし、その際には、入力ルールやカテゴリの明確化などにより、入力者の判断による問題が生じないように、品質の標準化に留意することが必要⑤
- ✓ 報告者の承諾の下、他省に報告済のデータは、当該省から入手して統計作成に転用できる仕組みが必要⑤
- ✓ 報告者の負担は項目数ではなく、報告時間で計るべき。調査票に標準的な回答時間を記載する等、負担感がはじめから明確にわかるようにする工夫も必要⑤
- ✓ 回収を早期化するのであれば、精度向上に著しく効果のある調査項目に絞る、早期化は必要最低限に止める、数値の精度を必要最小限とする、回答数値に誤りがあった場合の訂正方途を設けることが必要⑤
- ✓ 政策部局から要望があった場合、報告者負担との調整をどうするか、判断を統計委員会に委ねるか④⑤
- ✓ 統計部局による企業に対する前広な情報提供とディスカッションの場の設定が協力確保には効果的⑤
- ✓ 報告者たる企業側の体制作りも必要。例えば、大企業においては、調査実施者に対する一元的な対応窓口を設置し、当該窓口が企業内で担当部門に振り分けるなどするのが有効ではないか⑤
- ✓ 企業側でも、統計報告が費用のように捉えられるケースが多いが、統計は企業も使っている。統計部局が、企業が使えるような統計を作ることが重要④⑤
- ✓ 企業側が、こうしたら対応できるということを統計部局に伝えることが必要。また、統計部局が集めた情報のフィードバックも必要。こういった企業と統計部局のコラボレーションが不可欠④⑤
- ✓ 企業のグッドウィル、遵法精神、社会還元精神に支えられて統計が作られてきたが限界。国は、得た情報を特定の企業に返すことは難しいかもしれないが、そうした企業と統計部局がコラボレーションできるような、根本的な考え方の変革が必要④⑤
- ✓ 調査事項が業界の実態と合わないために時間がかかり、正確な記載もできない場合があるので、調査実施側と企業側が連携する中で良い解決策を見出すべき⑤
- ✓ 世帯統計についても、回答者負担の問題が出てくることを考慮するべきであるが、重複排除をしすぎると結果精度・分析等に影響。世帯調査についても、負担の問題と、調査の目的の議論を、調査者、報告者双方が納得できるような形の議論を段階的に進めていく必要④⑤
- ✓ 規制緩和で申告義務がなくなる場合は、どうしても必要な情報は統計調査として確保することも必要④

<報告者の負担軽減・協力確保（続き）>

（主な意見）

- ✓ 調査の精度を高めるだけでなく、調査員が現場で円滑に調査を行うためにも、悪質な報告拒否には厳しい対応をすることも必要④⑤
- ✓ 調査負担が大きい、回答負担が大きいと主張し、統計調査に一切ご協力いただけない悪質な企業については、厳しい対応も必要⑤

<利用者・報告者・調査者・作成者の連携>

（主な意見）

- ✓ 統計の企画段階から、官民の利用者、企業・世帯等報告者、調査を担う自治体、作成者等の連携が必要。統計改革では、特にそのような連携が不可欠④⑤
- ✓ 調査実施者と調査を受ける側のコミュニケーションが重要。調査実施者側も企業等の調査対象に積極的にアプローチを行い、調査票の開発等の段階から意見を聞くべき④⑤

<民間等で調査を行う者との関係>

（主な意見）

- ✓ 民間部門にも、データの提供に協力していただくことが必要。コマーシャルベースで公益に資する形で協力していただける者を取り込んでいくべき④⑤
- ✓ 諸外国の例も踏まえ、政府におけるビッグデータの活用に向けて、必要な場合には民間にデータ提供を義務付ける法整備も考えるべき④⑤

<業務の効率化・見直し>

（主な意見）

- ✓ 統計整備にリソースが必要ならば、それに対する国民の理解を得る必要。そのためには、一方で効率化の努力が必要⑤
- ✓ 必要性の低い統計は整理すべき⑤
- ✓ 不祥事や統計の誤りに見られる「統計の劣化」への対応が不可欠。問題事案を把握し、統計の信頼性を担保する仕組が必要⑤
- ✓ 民間委託には、企画段階から丸投げ、質のチェックが不十分といった問題事例あり。総務省が受託することも考えるべき⑤
- ✓ 民間委託の品質を確保するため、民間業者について、ISO基準も反映した資格認証を行うべき⑤

＜業務統計、行政記録情報＞

(主な意見)

- ✓ 調査統計にとどまらず、業務統計や行政記録情報を全体として情報システムとして捉える必要④⑤
- ✓ E B P Mのためには、業務統計、行政記録情報を含む統計全体としての品質確保が必要④
- ✓ 行政記録情報の電子化と記録の統一化が必要。さらに、その統計化と一般提供が必要④⑤
- ✓ 調査の精度向上のためには、名簿情報がしっかりしている必要があり、行政記録情報を活用すべき④⑤
- ✓ 消費税を含む税務情報を活用すべき④⑤
- ✓ 行政記録情報のデータベース化を進め、厳しい秘匿義務の下であれば利用できるようにすべき④
- ✓ 統計にとどまらず行政記録情報もインベントリー化することにより、所在がわかりやすくなるだけでなくトータルの国民負担の軽減につながる④⑤
- ✓ 我が国においても行政記録情報を活用すべき時期。行政記録情報を活用することにより、報告者負担が減るだけでなく、統計調査全体の効率化が進み、統計部局のリソースに余裕ができる。その余裕分を、業種の特性に応じてカスタマイズされた調査票の設計やサンプル企業へのサポートに回したら、精度の向上と負担軽減の両方が実現可能。もちろん、個別情報の秘匿、匿名化、情報管理体制の厳格化が大前提④⑤
- ✓ 負担軽減の鍵は行政記録情報の活用。少し情報を追加するだけで、企業は統計報告に対応する必要がなくなる。統計法の改正も含め、行政記録情報の統計化を進めてほしい⑤

＜民間データ＞

(主な意見)

- ✓ 民間にもデータを提供していただき、調査統計、行政記録情報、民間データ（ビッグデータ）をリンクして使えるようにする必要④⑤
- ✓ E B P Mのためには、多くは民間に所属するビッグデータに政府がシステムチックにアクセスできるような環境を整えるべき④
- ✓ 従来利用することができたデータであっても、民営化等によって使うことができなくなったデータの取扱いをどうするか④
- ✓ 民間データも、統計のチェックや一部の代用であれば活用可能なのではないか⑤
- ✓ 統計調査の形で調査を行うか、民間の既存データをそのまま活用するかについては、クオリティだけでなく、コスト（調査そのもののコストと報告者の負担のコスト）も考慮した上で、判断すべき⑤
- ✓ 民間の既存データを活用できるものと、政府が自ら把握すべきデータとをしっかりと線引きすべき⑤

<統計委員会の機能強化等>

(主な意見)

- ✓ 統計委員会について、自ら審議・建議する機能、監査・フォローアップ機能、勧告機能、研究機能・人材育成機能を付与する必要。
- ✓ 統計委員会は、統計を狭く捉えずに、統計に関係する情報を広く取り扱う必要。また、経済統計だけでなく、社会統計の面からもEBPMを支える必要④⑤
- ✓ 統計委員会の事務体制を強化する必要。その際、研究に強い人材、各省の行政に詳しい人材の確保はもちろん、企業会計の専門家も配置すべき⑤
- ✓ 政策担当者も含めた利用者の視点と作成者側の視点を相互に組み合わせて、改革を断行できる仕組みが必要④⑤

<GDP統計の整備等のためのリソースの確保>

(主な意見)

- ✓ GDP統計の整備等のためには、基礎統計の充実のため、長期にわたる大規模なリソースのコミットが不可欠⑤
- ✓ SUT方式に移行する場合でも、移行期間中は、従来系列の作成体制をあわせて確保する必要⑤
- ✓ 退職した知識・経験豊富なOBの活用も考えるべき⑤

<統計の改善の継続>

(主な意見)

- ✓ 統計の棚卸を継続して行うべき④⑤

<各省内の責任体制の整備>

(主な意見)

- ✓ 各府省において、当該府省が作成する統計全体を管理する責任体制（官）を整備する必要⑤

<統計人材の確保・育成（総論）>

（主な意見）

- ✓ ビッグデータを扱える人材など統計を利活用してEBPMを担っていく人材と、統計改革や今後の統計の継続的改善を担っていく専門人材を、それぞれ計画的に育成・確保することが必要④⑤
- ✓ トップダウンの影響は大きいので、ジュニアの教育よりも、まずトップの再教育が必要④⑤
- ✓ 統計人材が、量・質とも下がってきてしまったのは、統計が重視されてこなかったことが原因⑤
- ✓ 優れた統計人材の確保のためには、政府全体としての長期的・計画的育成の仕組みが必要⑤
- ✓ ビッグデータの使い方を熟知する突出した者等、今までと違うことができる人材の育成・確保が必要⑤
- ✓ 統計人材の確保に当たっては、人の数だけでなく、質の高度化、経験年数の確保のための人事サイクルの見直しも必要⑤
- ✓ 調査の設計に当たっては、統計作成の専門性だけでなく、各業態の実務に通じ、それに即した調査設計ができる体制が必要⑤
- ✓ 統計の人材は、ただでさえ足りないので、集中して有効的に活用すべき⑤
- ✓ 人材育成については、どういう教材でどういうことを教えていくかが重要。ケーススタディーの材料として、成功例、失敗例を集積していくことを、どこかでやる必要⑤

<人事交流>

（主な意見）

- ✓ 統計人材の確保・育成には、高等教育機関における統計教育の充実、官民学・国際間の人的交流促進が必要⑤
- ✓ 各省の統計を担う人材の間で、専門的な知識と経験の継承が失われつつあることが問題。そのような人材が出向等によって府省をまたいで集まって、協力して統計の改善を図るとともに、専門的な知識と経験を共有し、後進の人材育成に生かすことができる仕組みをつくる必要⑤
- ✓ 一次統計を担う省から加工統計を担う省へと出向し、加工統計の知識も身につけ、各省に戻ってフィードバックを行う仕組みが有効⑤
- ✓ 統計の一次統計から加工統計まで、国全体で統計関係職員が協力できるような場を設定すべき⑤
- ✓ テクニカルなスキルや高度な専門知識を有する者を多数確保するのは困難。それらをプールし、省庁横断的に流動的に活用するようにすべき⑤
- ✓ 学術機関に籍を置きながら、行政機関にも籍を置くようにすることにより、現場のことを知りながら正しい統計の分析も確保できるようにするのも一つの手⑤